

監 督 処 分 情 報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社ウエダ建設
主たる営業所の所在地	兵庫県丹波市
許可番号	兵庫県知事（特－３・８）第 750854 号
許可を受けている建設業の種類	土、と、石、舗、塗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 7 月 13 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）
処分の内容 建設業法第28条第 3 項の規定に基づく営業の停止 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 2 期間 令和 8 年 7 月15日から令和 8 年 7 月21日までの 7 日間	
処分の原因となった事実 株式会社ウエダ建設の役員は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反により、柏原簡易裁判所において、罰金 50 万円の判決を受け、令和 8 年 4 月 3 日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。	